令和８年度
第５回八幡平市農業委員会総会
議　　事　　録

令和８年８月２４日開催

八　幡　平　市　農　業　委　員　会

令和８年度第５回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和８年８月１２日
告示事件	別紙告示写しのとおり
招集年月日	令和８年８月２４日
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール

開閉会日時及び宣言	開会	令和８年８月２４日 １３時３０分	議長	三浦 美恵子
	閉会	令和８年８月２４日 １３時５９分	議長	三浦 美恵子

応招（不応招）委員及び出席並びに欠席委員

出席 １４名

欠席 ５名

凡例
○ 出席
▲ 欠席
△ 遅延
● 退席
× 不応招

議席番号	委員氏名	出欠席	議席番号	委員氏名	出欠席
１	小山田 和義	○	１１	竹田 和夫	○
２	國司 功	○	１２	大森 直子	○
３	髙橋 栄光	▲	１３	田村 昭雄	▲
４	竹田 憲治	○	１４	中村 一彦	○
５	齊藤 由希子	▲	１５	三浦 隆	▲
６	古川 美枝子	○	１６	工藤 嘉充	○
７	向久保 勉	○	１７	伊藤 始	○
８	熊澤 威人	○	１８	松村 勝彦	○
９	元木 昭彦	○	１９	三浦 美恵子	○
１０	阿部 正光	▲			

議事録署名委員	議席番号 14番	中　村　一　彦	議席番号 16番	工　藤　嘉　充
八幡平市農業委員会会議規則第１４条第１項の規定により説明のため出席した者の職・氏名	職　　名	氏　　名		
	事務局長	髙　橋　　誠		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	佐々木　　桂		
	農地調整係長	松　尾　竜　也		
	農地調整係主任	恩　賀　ひとみ		
	農地調整係主事	野　沢　雄　喜		
議　事　次　第	別紙のとおり			
附　議　事　件	別紙、議事次第に同じ			
会　議　の　経　過	別紙のとおり			

１　開会（１３時３０分）

事務局（髙橋事務局長）

ご起立願います。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

ご着席願います。

（全員着席）

本日、欠席となる委員の報告をいたします。総会資料の２ページをお開き願います。

本日の委員の出欠について報告いたします。

議席番号３番 髙橋 栄光 委員、所用のため欠席、議席番号５番 齊藤 由希子 委員、仕事のため欠席、議席番号 10 番 阿部 正光　委員、仕事のため欠席、議席番号 13 番 田村 昭雄 委員、仕事のため欠席、議席番号 15 番 三浦 隆 委員、仕事のため欠席と連絡をいただいております。

以上５名の欠席となっており、出席委員数は 19 名中 14 名となります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第８条第１項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和８年度八幡平市農業委員会第５回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19 名中 14 名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

２　議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第 31 条第２項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、議席番号 14 番 中村 一彦 委員と議席番号 16 番 工藤 嘉充 委員を指名します。

３　報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第５回運営委員会報告を行います。

事務局（佐々木事務局長補佐）

総会資料の３ページをお開きください。

第５回運営委員会報告をいたします。

今回の運営委員会では、次第のとおり３項目の報告及び連絡と３項目の協議を行いました。

始めに３ばんの報告・連絡事項の概要を説明いたします。
事務局より以下の３項目について報告いたしました。
（１）令和８年８月以降の主な会議(行事)等日程について
（２）令和８年度第５回総会について
（３）令和７年度業務報告書について
続きまして、４ばんの協議事項となります。
協議事項（１）次回運営委員会の開催時間について協議の結果、次回は９月 10 日午前９時 00 分の開催に決定いたしました。
（２）令和８年度先進地視察研修の実施について内容についての協議を行いました。
詳細につきましては、このページの中ほどに記載した通りとなりましたが、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より報告を行うこととしております。
（３）令和８年度関係行政機関等（市）に対する意見についてですが、今年度の提出意見の内容及び検討日程の変更について協議を行ったところ、次のページの下側に記載した通りとなりましたが、後ほど行う農業委員会議で詳細の説明を行うこととしております。
続いて、５、情報提供等となります。
運営委員および事務局からの情報提供はございませんでした。
そのほかの詳しい内容につきましては、後ほど資料をご一読くださいますようお願いいたします。
以上、令和８年度第５回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第８条に基づき報告します。令和８年８月 24 日　委員長（会長）　三浦　美恵子
報告は以上でございます。

議長（三浦会長）
報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）
ないようですので、次に進みます。
次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（松尾農地調整係長）
それでは、総会資料の６ページをご覧ください。
令和８年７月24日から令和８年８月23日までの業務報告をさせていただきます。
まる１番からまる２は先月の総会内容、まる３番は６月の総会内容となります。
まる４番はこの１ヶ月の相続人変更の申請の数、まる５番はこの１ヵ月の農地改良届の申請の内容、まる６番はこの１ヵ月の農地転用事業計画変更の申請の内容です。
次に、まる７番の総会案件に係る現地調査でございます。
現地調査の調査日は８月18日の火曜日でございまして、農地改良届を含めた14件の現地調査を行いました。
当日の調査委員は農業委員の11番委員竹田和夫委員、推進委員の西根南地区の４番委員田村一希

委員、推進委員の松尾地区の３番委員小原ふく子委員、推進委員の安代地区の４番委員種市幸雄委員の４名でございます。

事務局からは髙橋事務局長と私と野沢主事の３名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、まる７番の農地のあっせん申出状況を報告します。令和８年７月16日から令和８年８月15日までの間で、貸付・売渡希望のあっせんは４件となっております。

業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。

何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

ないようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ち、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等がある方は、挙手の上、議長の許可を得てから、議席番号･氏名を申し述べて、質問するようにお願いします。

また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第１項を適用し、起立によるものとします。

４　議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第１号『農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

初めに議案第１号『農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（野沢主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の２ページから３ページをご覧ください。今月の申請は 10 件です。

関係資料１ページから３ページにあります審査項目一覧表も　あわせてご覧ください。

申請番号１：大更第 1 地割 222 番地２、畑、1,173 ㎡を含む２筆、3,122 ㎡です。

売買による所有権の移転です。

申請地は今まで譲受人が牧草を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号２：大更第 19 地割 198 番地 1、田、254 ㎡です。

売買による所有権の移転です。
申請地は今まで譲受人が自己保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。
申請番号３：大更第 19 地割 199 番地 1、田、491 ㎡です。
売買による所有権の移転です。
申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後は野菜を作付予定です。
申請番号４：平舘第 22 地割 237 番地、田、363 ㎡を含む５筆 1,495 ㎡です。
売買による所有権の移転です。
申請地は今まで譲受人が野菜を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。
申請番号５：堀切第 1 地割 10 番地 63、畑、3,508 ㎡を含む２筆 4,122 ㎡です。
売買による所有権の移転です。
申請地は今まで譲受人が野菜の作付及び譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後は野菜及び牧草を作付予定です。
申請番号６：松尾寄木第７地割 11 番地、畑、382 ㎡を含む２筆 578 ㎡です。
売買による所有権の移転です。
申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後はリンゴを作付予定です。
申請番号７：大更第 36 地割 264 番地３，畑、755 ㎡です。
贈与による所有権の移転です。
申請地は今まで譲受人が野菜を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。
申請番号８：西根寺田第 12 地割 268 番地１、田、1,753 ㎡を含む２筆 3,485 ㎡です。
贈与による所有権の移転です。
申請地は今まで譲受人が水稲を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。
申請番号９：大更第 16 地割 124 番地、田、978 ㎡を含む３筆 2,726 ㎡です。
申請番号 10 との交換による所有権の移転です。
申請地は今まで譲渡人の知人が自己保全管理しており、権利取得後は水稲を作付予定です。
申請番号 10：大更第 27 地割 10 番地 1、畑、235 ㎡を含む９筆 3,609.8 ㎡です。
申請番号９との交換による所有権の移転です。
申請地は今まで譲受人が水稲を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。
次の４ページから５ページに申請筆別明細を掲載しておりますので、ご確認願います。
各申請とも農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。
以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。
次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員種市幸雄委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（種市幸雄委員）

推進委員の種市です。それでは８月 18 日に実施した現地調査について報告します。
申請番号１番ですが、位置は、西根インターチェンジから南へ約 830ｍの地点です。
現況は、牧草の刈取後の状態でした。
申請番号２番ですが、位置は、大更小学校から南東へ約 250ｍの地点です。

現況は、保全されておりました。
申請番号３番ですが、位置は、大更小学校から南東へ約 260ｍの地点です。
現況は、保全されておりました。
申請番号４番ですが、位置は、平舘小学校から南西へ約 1.2 ㎞の地点です。
現況は、野菜が作付されておりました。
申請番号５番ですが、位置は、西根第一中学校から南東へ約 2.3 ㎞以内に点在しています。
現況は保全されておりました。
申請番号６番ですが、位置は、岩手山サービスエリアから西へ約 4.3 ㎞の地点です。
現況は、保全されておりました。
申請番号７番ですが、位置は、西根中学校から北東へ約 1.5 ㎞の地点です。
現況は、保全されておりました。
申請番号８番ですが、位置は、寺田小学校から東へ約 200ｍの地点です。
現況は、水稲が作付されておりました。
申請番号９番ですが、位置は、大更小学校から南へ約 1㎞ の地点です。
現況は、保全されておりました。
申請番号 10 番ですが、位置は、大更小学校から東へ約１㎞の地点です。
現況は、水稲が作付されておりました。
今回の申請地は、周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。
以上です。

議長（三浦会長）
以上で、現地調査結果の報告が終わりました。
これより、議案第１号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）
「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第１号を採決いたします。
この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）
起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）
よって、議案第１号『農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第２号『農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第２号『農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。

事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の８ページをご覧ください。今月の申請は１件です。

関係資料４ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号１：松尾寄木第 11 地割 575-2、畑、993 ㎡を含む２筆 1,330 ㎡です。

転用の目的は、使用貸借権設定による砂利採取に伴う一時転用で、事業計画面積は原野等の非農地を含む 5,156 ㎡です。

申請者は、骨材生産を目的に土砂利が堆積している申請地を選定したものです。

申請地の農地区分は、農用地区域内農地、例外規定は一時転用による申請で、契約期間は２年を予定しており、完了後は原状復旧するものです。

今回申請は農地法第５条第２項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。

次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員種市幸雄委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（種市幸雄委員）

はい。報告します。

申請番号１番ですが、位置は柏台小学校から東へ約2.1㎞の地点です。

現況は、保全されておりました。

今回の申請地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第２号の質疑・討論を行います。

質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第２号を採決いたします。

この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。

着席願います。

（全員着席）

○議案第３号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第３号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。

事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 10 ページをご覧ください。今月の申請は２件です。

関係資料４ページ以降にあります申請一覧表も　あわせてご覧ください。

申請番号１：大更第 29 地割 15-1、田、76 ㎡です。

現況は、小屋が設置されています。

申請地は、昭和 35 年頃に亡き父が畜舎を設置し現在は小屋として使っているということです。

申請番号２：大沢 39-207、畑、25,341 ㎡です。

現況は、山林化しています。

申請地は、現所有者の父が、土地を取得した時には既に畑として機能しておらず平成 12 年頃には山林化していたということです。

今回申請は、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。

次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員種市幸雄委員にお願いします。

農地利用最適化推進委員（種市幸雄委員）

申請番号１番ですが、位置は八幡平市立病院から東へ約 1.4㎞ の地点です。

現況は、小屋が建って宅地となっておりました。

申請番号２番ですが、位置は JR 田山駅から北東へ約 5.5㎞ の地点です。

周辺一帯が山林であることから、現場に行くことができませんでしたが、写真により山林化していると判断いたしました。

今回の申請地、非農地化されてから 20 年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。
以上です。

議長（三浦会長）
以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第３号の質疑・討論を行います。
質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）
「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第３号を採決いたします。
この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。
（全員起立）

議長（三浦会長）
起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）
よって、議案第３号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第４号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』
議長（三浦会長）
次に、議案第４号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（野沢主事）
（提案理由朗読後、内容説明）
議案の 12 ページから 22 ページをご覧ください。
今月の申請は、賃貸借権設定４件、使用貸借権設定８件、所有権移転が８件の合計 20 件です。
賃貸借権設定のうち１件、使用貸借権設定のうち５件は更新、その他 14 件は新規の申請です。
まずは、賃貸借権設定です。
申請番号１番～４番は　西根南地区に係る申請です。
次に、使用貸借権設定です。
申請番号５番～７番は　西根南地区に係る申請です。
申請番号８番～10 番は　西根北地区に係る申請です。
申請番号 11 番～12 番は　松尾地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。
申請番号 13 番～16 番は　西根北地区に係る申請です。
申請番号 17 番～20 番は　松尾地区に係る申請です。
以上、各申請とも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項各号の要件を満たしていると考えます。
　ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）
　以上で、説明が終わりました。これより、議案第４号の質疑・討論を行います。
　質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）
　なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第４号の採決いたします。
　この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）
　起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）
　よって、議案第４号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は原案のとおり決定いたしました。

５　閉会（１３時５９分）
議長（三浦会長）
　以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は、全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。
　以上をもちまして、令和８年度第５回八幡平市農業委員会総会を閉会いたします。
　ご協力ありがとうございました。

事務局（髙橋事務局長）
　ご起立願います。
　相互に礼をお願いいたします。「礼」。
　（礼）
　ありがとうございました。ご苦労様でした。

八幡平市農業委員会会議規則第３１条第２項の規定によりここに署名する。

令和８年９月２５日

会　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

14 番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

16 番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和８年度
第５回八幡平市農業委員会総会

日　時　令和８年８月 24 日（月）午後１時 30 分～
場　所　八幡平市役所ホール棟大ホール

次　　第

１　開　会

２　議事録署名人の選任

３　報　告
（１）　第５回運営委員会報告
（２）　農地法等に関する業務報告

４　議　事
議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について
議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第３号　農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
議案第４号　農用地利用集積等促進計画案の決定について

５　閉　会